

平成20年第2回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成20年6月10日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年6月17日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名  
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君  
教 育 長 見並健一君 会計管理者 森島千里君  
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 林裕紀君  
生活福祉課長 林裕紀君 建設産業課長 前田浩三君  
農林商工課長 田畑良和君 上下水道課長 小林一雄君  
病院老健事務局長 田間宏紀君 教育事務局長 辻誠君  
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君  
教育委員長 松田隆作君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君  
同書記 中川泰成君

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸報告
- 第 3. 議案第41号 玉城町敬老祝金支給条例の制定について  
(討論・採決)

- 第 4 . 議案第 4 2 号 町税条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 4 3 号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正について  
( 討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 4 4 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例  
の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 4 5 号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に關す  
る条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 4 6 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい  
て ( 討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 討論・採決 )
- 第 1 0 . 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算  
( 第 2 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 1 . 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度玉城町病院事業会計補正予算  
( 第 1 号 )( 討論・採決 )
- 第 1 2 . 発議第 3 号 玉城町議会議員の派遣について ( 追加議案 )
- 第 1 3 . 発議第 4 号 閉会中の継続審査の申し出について ( 追加議案 )

( 午前 9 時 00 分 開会 )

議長 ( 小林一則君 ) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 0 年第 2 回玉城町定例会第 4 日目の会議を開会致します。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 ( 小林一則君 ) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の  
会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

3 番 山本静一君 4 番 高木市郎君

の 2 名を指名致します。

議長 ( 小林一則君 ) 次に、日程第 2 . 議案第 4 1 号 玉城町敬老祝金支給条  
例の制定についてを議題と致します。

これより討論・採決を行ないます。

先ず、反対討論の発言を許します。3 番 山本静一君

3 番 ( 山本静一君 ) 私はこの条例につきまして反対致します。今から申し上げ  
ますがけれども財政面とか、それから他の福祉条例の正誤制等について述べ  
させていただきます。先ずまじめに事典によりますと社会福祉とは貧困や保護を

要する児童、母子家庭、高齢者、身体障害者など社会的に保護育成、構成を  
図る社会的努力を組織的行うということに書いてございます。本当に真に必  
要とするときに手を差し伸べるのが福祉でないかと思えます。どういう場合  
かといいますとこの間も質問でいいました。福岡県で生活保護を阻止され  
「腹いっぱい米の飯を食べたい」と書き残してなくなった方がいます。又脳  
梗塞で倒れ右半身がマヒいたしました。リハビリ訓練は19年の医療改正で  
180日6ヶ月しか認められておりません。こういうふうなリハビリ訓練は期  
間を要するものであります。そして又、この条例の対象者の方が祝い金の  
支給を受けて2・3日後に骨折致しましたそうしますと車を運転できません。  
周りに乗せてくれる人も見えない場合は、タクシーを利用しなければなりま  
せん。こういう場合に本当に手を差し伸べるのが私は福祉だと思っております。  
それから財政面でございますが、今後ますます高齢化が進みこの支払い  
対象者が増えると予測されます。現在20年度の対象者数は370人支給金額  
は489万円を支出されておりますが、玉城町の人口構成そのまま概算でご  
ざいますが、推移いたしますと10年後には709人の1.9倍、金額に致しまし  
て1千万を超えます。20年後は1千97人2.9倍です。金額は2千万等々の  
4.6倍です。これが35年続きますとますます財政を圧迫すると予測されます。  
例えば私の試算で20年間の支払い総額は約2億円を超えるのではないかと  
思えます。これらの2億は今後備えて福祉年金基金として備えるべきと私  
は思っております。この条例が20年・30年続く以上祝い金を支給しなけれ  
ばなりません。財源不足が生じても現在の情勢では助成は期待できません。  
じゃどうするかといいますと民生費の老人保健・介護保険・児童手当等を削  
減しますか。これは福祉の切りすてです。本末転倒です。じゃ増やすため  
には住民税・上下水道等を上げますか。これは住民のサービス条件につながり  
ます。私は近辺の市・町をインターネットで調べた所見つかったのが明和町  
と伊勢市です。明和町は最高5千円、伊勢市は1万円です。玉城町は立派な  
福祉条例ができたと先ずほめられることはないと思えます。玉城町は金があ  
るのでと皮肉ぽく言われるのではないのでしょうか。それから他の福祉条例  
との比較です。昭和50年4月1日公布されました玉城町福祉条例対象者が、  
身体障害者、知的障害者、母子家庭、年額の支給は4千円です。玉城町家族  
介護医療事業実施規則平成14年3月29日公布されました。対象者が障害高  
齢者等自宅で介護している町民税非課税の家族となっております。支給年額は  
10万円です。現在みておりますと90歳の親を国が言う後期高齢者75歳  
の方が介護しております。こういう高齢者の方を介護して体も心も本当に疲  
れて共倒れの可能性さえ予測されます。又今後ますます老人化され家庭でも老  
人2人の場合も予測されます。こういう場合誰しものが老後を心配で明日はど

うなるかわかりません。健康でも何時体を壊し病気になり介護を必要とするかわかりません。この時こそこれらのお金を有効に使う時ではないかと思っています。町民の皆さんと致しましては有名な第2の夕張市や九州の旧赤池町などならないのが本望だと思っております。又人の常で自分の代さえ良ければいいと子供の代まで知らないというのではなく、未永く子供なり家族なりの一家の安定を望むのが人の常です。最後にはじめに述べたように保護を要する社会的努力を組織的に行うというこの条例はそういうことではありません。単に現金を支給し福祉の理論はないバラマキです。気前良く現金を支給すれば喜んでくれるという安易な発想の元今後の大きな負担の増額を知らされるのが、大衆迎合ではありませんか。玉城町はそれほど裕福ではありません。各財政指数を見ておきますと、県下市町村の平均を上回っておりますけれどもよく比較されます川越では財源の余裕度が約2倍あります。そして一人当たりの総財政額は玉城の4分の1です。川越は一人当たりの残高は7万7千397円玉城町は38万4千124円と大きな開きがあります。相撲で言えば横綱と幕内の差があるのではないかと私は思っております。私は地方崩壊の本を読んだ中で東大の神谷直彦教授がこのように述べております。「民主主義とはどういうことがあれ住民が結果責任をとる」と言うことです。現在高齢者を抱えた夕張市は再建団体を脱却するために多くの値上げやら、住民サービスに中で苦闘しております。それからもう一つご紹介したいと思えます。西郷隆盛は子孫に財産を残すと生活が安楽に怠けるといふことで、子供たちに財産を残さないといふことです。今、西郷隆盛が生きていたら子孫のために借金を残すなといふのではないかと思います。昨年の9月に町民の皆さんに支持信託を受けて議員としてこの場におります。議員としての機能を果たすため本条例を強く反対致します。

議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。7番 小林豊君

7番（小林豊君）只今議長のお許しを得ましたので、賛成討論を致したいと思えます。わが国日本を支えてこられたのは、戦後一生懸命に働いてこられたこの高齢者の方たちだと思います。その方々が1日でも長く長生きをしてもらうために町のできる範囲の中で、祝い金を支給するというこの条例は非常に福祉の増進に寄与するものだと考えるものであります。又財政的なものにつきましては、500万程度という総額は出ておりますこれを大幅に上回るようであれば今後、支給額を改正していくというような答弁も頂いております。又、このことによって老人の方々の生きる楽しみ、ましては医療費の抑制にもつながればと思えます。以上を持ちまして賛成討論に変えさせていただきます。

議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。

(「議事進行の」声あり)

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第3・議案第42号 町税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)議長のお許しを頂きましたので、この町税条例の一部改正について反対の討論をさせて頂きます。よろしくお願いたしたいと存じます。国のやり方ひどいものがございます、大企業や大金持ちには大幅な減税をそのままにし、又道路特定財源これを一般財源化すればたとえば、後期高齢者医療これで国が減額しようとしているのが2千200億円でございますが、道路特定財源一般財源化すれば年間5兆9千億円になるわけでございます。こういった財源を高規格道路にすることで、玉城町にとりましても周辺的生活道路が大変遅れています。こういったことも招いているわけでございます。このように大企業・大金持ちに対する減税をそのままに地方をいじめる・住民をいじめるこれが一貫して行われてきております。そしてこのたび出されてきたのがふるさと納税制度を新設してきました。何でこんなことを地方が要求することになったか、これはやはり先ほど申しましたような国のやり方の問題点、そんな中で苦し紛れの中で出されてきたものと思いますが、一件良さそうに見えるかもしれません。けれども皆さんこのふるさと納税これを頼むために、東京へ或は大阪へ神戸へというふうに町長或はトップクラスの皆さんが何回足を運んだりしてお願いに伺う、そんな事が起こらないとも限りません無駄使いでございます。こんな税を設定するくらいなら本来の税に戻す。大金持ち減税に戻すこのことが一番大事ではないか。このように思っています。又、この来年4月1日からは、公的年金年間18万円以上の方につきましては、町民税を年金から天引きするということがこの中に謳われております。もうすでに、介護保険料や国民健康保険料65歳から75歳未満の方については、年金からの天引きが行われています。又後期高齢者医療保険料これも年金から天引き、加えて新たに町民税を年金から天引きするということが謳われています。本筋としてとても納得のでき

るものではありません。玉城町だけではどうしようもないということでこの場で皆さん反省をしていくということは、いかがなものでしょうか。地方議会の中で、各所でこれが受け入れられない。こういうことになれば政府も考えざるを得ないのではないのでしょうか。このことからして私はこの42号でございます。町税条例の一部改正について反対を致します。よろしく願いを致します。

議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより、本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第4・議案第43号 玉城町福祉年金支給条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に日程第5・議案第44号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第45号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第46号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に 日程第8．議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至日程第10．議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木市郎君  
予算決算常任委員長（高木市郎君）只今議長より予算決算常任委員会の審査の報告を求められましたのでご報告致します。本議会において予算決算常任委員会に付託されました議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）についての委員会審査を昨日6月16日午前9時より第4会議室において議長・町長・副町長及び教育長・各課長並びに特命監・関係課長補佐の出席の元に議員全員出席の上審査を実施致しました。委員会審査は13名

の委員より慎重審査を行いました。その審査内容については省略させていただきます。後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは審査結果の報告を致します。はじめに議案第47号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第1号)につきまして質疑を終了し2名の反対討論があり、賛成討論はなく採決の結果挙手多数で原案の通り可決されました。

次に、議案第48号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、質疑を終了し反対討論があり賛成討論はなく採決の結果挙手多数で原案の通り可決されました。

次に、議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果挙手全員で、原案の通り可決されました。以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果の報告といたします。

議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。おはかりいたします。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。これより各議案ごとに討論採決を行います。

まず、議案第47号 平成20年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)平成20年度玉城町一般会計補正予算(第1号)に対しまして反対の討論を致します。この補正予算の中には、皆さんが問題にしておりました敬老祝い金におきまして所得による差別を行うというそういうやり方をなくしてほしいという強い要望がございました。この点につきましては所得制限をなくして皆様平等にお祝いをするというそういうことで予算が組まれております。このことについては大変よかったと思っています。ただ、毎年ではなく75歳でお祝いしそのあと5年ごとの区切りでのお祝い金というふうになりました。なぜ差別をしないことがよくなったか。それは当然ではないでしょうか、税金を納めているからお祝いをしないというのではこれは話にならないではないでしょうか、ましてや今、高齢者となっていらいっしやる方々あの1983年ころだったと思っておりますが老人医療費は無料の時代が10年間続きました。この時のこの保険制度をしっかりと支えてこられたのがこの只今高齢者となっております又、納税をしていらいっしやる方々が支えたものでございます。その後が国の制度を改悪されまして維持ができなくなったことから玉城町でも無料というところには至っておりませ



んけれども、そういう社会的にも近い所にもこんな大きな力を寄せられた支えられた方々です。ましてや戦中、戦後を支えてこられた大事な人たち、その方たちに5年ごとにお祝いをする。差別を取り入れないで皆さんのお祝いをする大事なことだと思っております。このことが組み込まれたこれは良いことだと思っております。又、学童保育を各校にということの中で3校がこれによって有田小学校区に実現できるようになります。あと残すところは下外城田小学校区だけになりましたが、この点についてはとてもいいことだと思います、けれども大きな問題点がございまして、一番の問題点はやはり、保育料の軽減これは2年前に政府から通達が出されております。多子加算に対する軽減措置でございましてこれが、周辺ではもう実施がされてきておりますのに、玉城町は遅れている予算の中に盛り込まれていない。このことは問題だと思います。もう一つ重大な問題は、国保会計への繰り出しをしないというこの問題です。一昨年玉城町は大もうけをしております、京セラミタに対しまして3億3千万円の支出をするというこういう力を持っているわけです。ところがこのたび国保会計への繰り出し法定外繰り出しを全然やらない、このことは問題です。例えば、南伊勢町におきましては、国保会計への法定外繰入昨年は5千万円、今年は1億円の繰り入れを致しまして保険料の引き上げをできる限り抑える。こういう措置をとりました、29県内市町がございまして、その中で11の市町で一般会計からの法定外繰入を致して頑張っているというこの状況は知らされてまいっております。この状況は19年度でございまして今年度20年度の状況は、どのようになるかはまだ全体的にはわかりませんが、南伊勢町におきましては先ほど申しましたように、繰り入れをして引上げを抑えるというこの手だてを組んでおります。このことにおきましては、次の議案の国保会計にかかわることではございますが、この一般会計とのかかわりが非常に大きいので、この場でも慣例の中で申し上げるところでございまして。国民健康保険料やはり高くて払えないという、そういう声が非常に強い、これはやはり一番の問題点は1984年その当時の小泉厚生大臣のもとで行われました、国保の大改悪これで国庫負担率を医療費の45%から38.5%に切り下げたというこの結果、市町村の国保の収入に占める国庫支出金の割合が49.8%から34.9%もっとわかりやすく申し上げますと、約50%から35%に15%も減らしてまいりました。負担能力に限界のある世帯も増えている中で国の負担割合を後退させたために結果的に、保険料が大きくなったのはこの時からでございます。そしてこのたびは又、後期高齢者医療制度が導入されてまいりまして、この負担がやはり国民健康保険会計に大きく影響をしてきました。そのために国保の保険料の負担金これが一世帯平均で玉城町2万円の増額という、こんな大変なことが起こってまいったわ

けです。実例で見ていただきましたところ、年間8万円を超える負担増になる家庭もあるんだということがわかってきたわけですが、こんな時だからこそやはりこの国民健康保険会計を支えるために法定外支出を各市町が行っている。これをこの際でございます、玉城町としてもぜひとも実現してほしいとこのように願い、国保運営協議会におきましても皆さんとのお話の中で、町長にも申し上げてきたところでございますが、予算化されないということはとても残念でございます。次の国民健康保険会計とも合わせまして反対の意味を込めまして討論にたさせて頂きました。皆さんよろしくお願い致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。7番 小林豊君  
7番（小林豊君）議長のお許しを頂きましたので、本会計補正予算に対する賛成討論を致したいと思っております。本補正予算は保育所の耐震工事、耐震診断の委託料並びに放課後児童クラブの建設工事請負費、ましてや健康診断を目的とする健診器具の購入のための病院への繰り出しなど福祉施策を盛り込んだ非常に大切な補正予算と思っております。先程来反対討論の中でこの部分は賛成だが、この部分は反対というような奇妙な反対討論がありました。それであれば議会のルールに基づき修正案を出していただくのが本来の姿だと思います。これをもちまして賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）続きまして、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、議案第48号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、議案第49号 平成20年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)これより追加議案の審査を行います。

日程第11. 発議第3号 玉城町議会議員の派遣についてを議題と致します。

只今議題となりました案件につきましては、来る7月9日から7月11日の3日間本町議会議員を視察研修に派遣しようとするものであります。

よって質疑。討論を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑討論は省略することに決しました。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第12 発議第4号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(小林一則君)以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。これをもって平成20年第2回玉城町議会定例会を閉会致

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成20年第2回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会に当たり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程いただきましたそれぞれの議案につきまして、慎重なるご審議を賜りましてご承認を賜りましたことに心からお礼申し上げます。会期中にいただきましたそれぞれの貴重なご意見につきましては、今後の町政運営にいかさせていただきますと考えておる次第であります。又、この14日に発生を致しました岩手・宮城内陸の地震につきましては、死者、不明者が出ておりました被害が拡大をしておるということでございます。心から亡くなられた方、行方不明の方ご冥福を申し上げるしだいでございます、改めて玉城町の安全対策につきましても、万全な備えをしていかなければならないとこんなふうに考えている次第でございます。今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(午前9時43分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員